

神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日委員会決定）第9条の規定に基づき、精神保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会の設置)

第2条 専門分科会に、精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院費）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会（以下「にも包括部会」という。）を設置する。

2 前項に規定する判定部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 前項に規定するにも包括部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

(部会委員)

部会に属する委員（以下「委員」という。）は、専門分科会長の指名する専門分科会委員及び精神障害者の医療に関する事業に従事するものその他市長が適当と認めるもののうちから市長が委嘱し、または任命する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が健康その他の理由により職務遂行が困難になり、または専門分科会会長もしくは市長が不適任と認めたときは、これを解任することができる。

3 委員は再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会に部会長を置き、又必要があるときは副部会長を置くことができる。

6 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

7 部会長は、その部会の会務を総理する。

8 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、副部会長またはあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

9 部会は部会長が招集する。

10 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 部会で決議された事項は、専門分科会の決議とみなす。

(関係者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、判定部会への関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 判定部会の庶務は保健所精神保健福祉センター、にも包括部会の庶務は保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、判定部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表（第2条第2項関係）

判定部会への委任事務

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の審査に関する事
- (2) 自立支援医療費（精神通院費）支給認定申請の審査に関する事
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請の審査に関する事

別表（第2条第3項関係）

にも包括部会への委任事務

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する事
- (2) 精神障害者施策についての審議に関する事